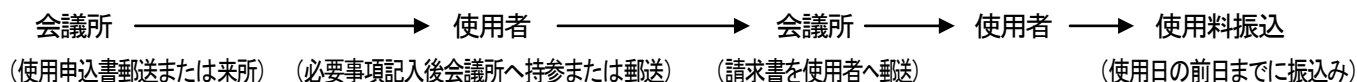


会館貸会議室使用注意事項(必ずお読み下さい)

米子商工会議所

1. 集会室の使用は、所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、事前に提出下さい。
(申込書を出されてから、使用可否まで最低2日かかります。お早めに提出下さい。)

会場使用申込書の流れ



2. 使用申込は必ず使用者が行って下さい。転貸(又貸)は出来ません。(申込事業所の方が必ず最低1名会場にいることが条件です。)
3. 使用料は前払いです。ご使用前日までに納入下さい。(※原則、指定口座に手数料ご負担でお振り込み頂きます。)
4. 使用時間は、原則午前9時から午後5時までです。(※諸準備、物品の搬入、搬出も使用時間内に含まれます。)
5. 申込時間を超過する場合は、1時間ごとに使用料の30%割増を頂きます。
(※最長午後9時まで。午後5時以降の延長利用については、延長の可能性がある場合、事前に延長時間での申し込みをお願いします。当日になってからの時間延長については対応できかねます。)
6. 使用取消は、1週間前までは、当所会員は無料ですが、一般の方は、使用基本料の30%を頂きます。3日前までは、会員の方、一般の方とも基本使用料の50%を頂きます。3日以降使用日当日までは、全額頂きます。1ヶ月前までは無料です。
7. 使用後は、机、椅子等はそのままで良いですが、持ち込まれたものはごみを含め、すべて持ち帰って下さい。
8. 集会室の毀損、什器、備品の破損をされた場合は実物弁償して頂きます。(使用前、使用后、確認をしています。)
9. 集会室には、押しピン、釘、テープ類を使用しないで下さい。掲示等必要な場合はボードをご利用下さい。
10. 携帯品など物品の保管責任は、使用者の責任において、管理して下さい。
11. ダンスパーティー等には、使用できません。
12. 会場使用にあたって、発生したごみについては、使用者で処分願います。放置された場合、今後一切会場使用はご遠慮頂きます。(※各階にごみ箱がありますが、館内清掃用ですので使用しないで下さい。)
13. 冷暖房は時期によっては対応できないことがありますのでご了承下さい。
14. 茶器は一切お貸し致しません。使用者においてご準備下さい。
15. トイレは1度に多人数使用されますと水が流れないことがあります。(特に女子トイレの場合、タンクに水が溜まる前に連続使用されるため。)4階以外のトイレも使用できますのでご利用ください。
16. 駐車場は、必ず正面入口の指定の場所をご利用下さい。(※20台程度有)但し当会館来客者共用の駐車場ですので、必ず空いているとは限りません。その場合近隣の有料駐車場[米子市役所または駅前通りまで数箇所あり]をご利用ください。(※使用される方、および来場者にその旨お伝え下さい。)また多人数の参加者が予想される場合は他の場所に止めないよう誘導して頂くため、駐車場整理が必要な場合があります。
17. 会館裏側の駐車場は、月極め駐車場で個人の所有するものです。駐車されますと罰金の対象になりますので絶対に駐車しないで下さい。(※使用される方、および来場者にその旨お伝えください。)
18. 会場で使用される荷物等は必ず使用日に申込者立ち会いで直接受け取って下さい。(※前日以前に当所宛着はトラブルになることがありますので絶対におやめ下さい。)発送される場合も申込者から直接渡して下さい。また発送時、使用時間内に発送できずに時間を超過した場合は規定の超過料金をいただきますので、事前に業者に連絡しておく等、ご注意下さい。
19. 空調の送風口の下に展示商品等重要なものは置かないようにして下さい。(結露により水滴が落ちてくる可能性があります。)
20. 会場使用にあたって、設備およびその管理上の不具合により使用者が身体、生命を害された、または使用者の財物が損壊(滅失、毀損または汚損)された場合、賠償は支払われた使用料の範囲とさせていただきますので、ご了承下さい。

集会室使用規程

第1条 本商工会議所会館の各集会室（以下「集会室」という。）の使用については、この規程の定めるところによる。

第2条 集会室の使用を希望する者は、様式第1による申込書により申込をしなければならない。

2 前項の申込のあったときは、所管する部長は速やかに使用の可否を通知するものとする。

3 集会室使用申込者は、使用許可をうけると同時に、使用料を納入するものとする。

第3条 前条の使用料は、使用しようとする日から起算して一週間前までに使用の申込を取消した場合、当所会員は無料、その他は使用基本料の30%を徴収するものとする。

2 使用しようとする日から起算して3日前までに使用の申込を取消した場合、使用基本料の50%を徴収するものとする。

3 使用しようとする日から起算して2日前以降、使用当日までに使用の申込を取消した場合、当日使用しようとした使用料及びその他費用全額を徴収するものとする。

4 使用しようとする日から起算して1ヶ月前までに取消した場合無料とする。

第4条 集会室の使用料は、別表第1の通りとする。

2 冷暖房機の始動、停止は、気温等を考慮の上、本商工会議所が決める。

第5条 前条の使用料は、本商工会議所主催の場合は無料とする。

2 併設団体及び入居者が使用する場合は、別表第1の会員使用料とする。

第6条 使用中に発生した建物、什器、備品等の損害は、一切、使用者において引受け、速やかに実物弁償の処置をとらなければならない。

第7条 使用者は、使用終了後、ただちに使用した集会室を現状に復さなければならない。

第8条 所管する部長は、申込者が次の各号の一に該当するときは、集会室を使用させないことがある。

1 公共の秩序、及び善良なる風俗に反し、もしくは公益を害するおそれがあると認めるとき。

2 建物及び付属設備等を汚損、損傷するおそれがあると認めるとき。

3 その他不相当と認めるとき。

第9条 この規程を実施するについて必要な事項は、専務理事が決定する。

第10条 会場使用にあたって、設備および管理上の不具合により使用者が身体、生命を害された、または使用者の財物が損壊（滅失、毀損または汚損）された場合、使用料の範囲で賠償する。

附 則

1 この規程は、昭和41年4月1日から実施する。

附 則

1 第2条及び第8条の変更規定は、昭和41年9月10日から実施する。

附 則

1 第5条及び別表の変更規定は、昭和42年12月10日から実施する。

附 則

1 第4条及び第5条の変更規定は、昭和43年4月1日から実施する。

附 則

1 第3条の変更規定は、平成9年3月14日から実施する。

附 則

1 第2条第2項、第8条の変更規定は、平成18年7月31日から実施する。

附 則

1 第10条は、平成22年9月27日から実施する。